

ロイズ銀行（イギリス）保証契約書

山田 誠 一

第1項（保証文言）

保証人が、主たる債務者を示して、債権者に対して、保証債務を負う旨が言明されている。そこでは、保証人を私たちと、主たる債務者を「顧客」と、債権者を「銀行」とする表現が用いられている。

また、保証人が保証債務を負担する約因（consideration）として、債権者が一定の負担、出捐、不利益を負うことが挙げられている。そこには、融資などの信用の供与とともに、担保解放などの義務からの解放が例示されている。

a号 主たる債務の性格が定められている。

現在または将来の債務を主たる債務とする旨が明らかにされ、根保証の趣旨であると理解できる。また、主たる債務は、主たる債務者の単独の債務に限られず、主たる債務が連帯債務である場合、さらに、主たる債務が、他の債務の保証債務である場合を含む旨が定められている。

(i) 主たる債務者の死亡、破産、管理、清算の場合の保証債務の範囲が定められている。その範囲は、死亡、破産、管理、清算が銀行に通知された時点で、それらが起きていたならば、死亡、破産、管理、清算にかかわらず、任意の時点で主たる債務者が債権者に支払うべき額を保証人は負担するというものである。

(ii) 保証が停止（discontinuance）された場合の保証債務の範囲が定められ、特に、主たる債務者を債務者とする手形・小切手が、どの範囲で、保証債務の

対象となるかが、詳しく定められている。すなわち、まず、手形・小切手については、保証の停止が効力を有するようになった後、手形や小切手の銀行（債権者）に対する呈示や銀行（債権者）による支払がなされた場合であっても、主たる債務者によって振出され引き受けられたそれらの手形や小切手の日付が、債権者に通知が知られるようになる前であれば保証債務の対象となるというものである。また、一般には、保証の停止が効力を有するようになった時点における主たる債務者の責任のすべてが、保証債務の範囲に含まれる。

b号 a号で定められた主たる債務を元本とする利息が、保証債務の対象となる旨が定められている。

c号 主たる債務者に支払を行わせるために債権者が負担した費用や、債権者が取得した担保のために支出した費用も、保証債務の対象となり、右の費用を元本とする利息も含まれる。

以上のように保証債務の範囲が定められたうえで、保証債務額、および、保証期間の2点について、条件が付されている。第一の条件は、保証債務額の極度額であるが、これは、上記のa号に関するもので、同じくb号、c号に関しては、保証人が負担する額の限度は定められていない。第二の条件は、保証債務の対象となる主たる債務を時間的に制限するものであり、保証人が停止の通知を債権者に対して行った後1カ月が経過した時点での主たる債務が保証債務となる。ただし、その時点で、債権者が主たる債務者に約束している信用の供与については、保証債務の対象に含まれる旨が定められている。

第2項（保証人の責任）

第1項で定められたもののほかに、保証人が債権者に対して負う責任の内容

が定められている。

a号 保証債務の利息が挙げられている。その利率は、主たる債務の利率である。複利計算を行う旨が定められている。

b号 保証人に支払を行わせるために債権者が負担した費用や、主たる債務者が債権者に対して起こした請求を阻止するために債権者が負担した費用は、その利息とともに、保証人が債権者に対して負う責任に含まれる。

c号 主たる債務者が税金や費用に関する証書を債権者に提出すべきであるにもかかわらず、それを怠ったことにより債権者に生じた損害も、保証人が債権者に対して負う責任に含まれる。

第3項（附従性の緩和）

債権者が、主たる債務者から、主たる債務の支払を受けられない場合、その理由を問わず、保証人は主たる債務者であるかのように、債権者に対して、支払をしなければならない旨が定められている。その理由のなかには、主たる債務者の無能力や主たる債務者を本人とする代理人の無権代理、主たる債務者の倒産、主たる債務についての出訴期限の徒過、政府当局により主たる債務者に課せられた通貨取得の制限などが挙げられている。注目すべきは、主たる債務者の無能力や主たる債務者を本人とする代理人の無権代理であり、主たる債務が無効または不成立の結果、保証債務が附従性によって無効または不成立になるという解決と反対の解決が採られている点である。さらに、この附従性の緩和は、主たる債務者が責任を負担する（外形的な行為）以前に、債権者が主たる債務者の無能力や主たる債務者を本人とする代理人の無権代理人を知っていた場合にも、影響を受けないとされている。保証人が負う責任の独立性が、極

めて高いものとなっている。

第4項（外国通貨建ての場合）

主たる債務が外国通貨建てである場合について、規定が定められている。ただし、債権者が、債権者と主たる債務者との間の契約で、通貨を英国ポンドに交換する裁量を有していて、それを実行した場合は除かれる。

a号 原則として、保証人は、外国通貨建てで支払う旨が定められる。

b号 保証人が支払を怠った場合には、債権者には、保証人が支払うべき外国通貨の額を、他の適当な通貨によって購入する権利が与えられ、債権者がその権利を行使した場合には、保証人の責任は、当初の外国通貨建てのものから、債権者が当初の外国通貨を購入するために支払った通貨建てに置き換えられる。そして、保証人は、債権者が支払った代価の賠償と、債権者が代価を用立てるために要した費用を2パーセント上回る利息を支払う旨が約束されている。金銭債務の履行遅滞の場合の遅延損害金の問題であるが、遅延損害金の算定について、債権者の現実に生じた損害を基礎として、それに、2パーセント分の違約罰的要素を加算する方法を定めている。

c号 通貨手数料などの通貨交換による債権者の損失や、倒産手続において特定の通貨での支払いが要求されることによる債権者の損失は、保証人がそれを賠償し、その利息を支払う旨が定められている。

第5項（主たる債務者である商事組合が解散する場合）

主たる債務者が商事組合（firm）であり、その商事組合が解散する場合の保証債務の範囲について定められている。まず、商事組合（主たる債務者）が解

散した場合には、その解散の通知を債権者が受領した時点で、商事組合（主たる債務者）が支払うべき金額を、保証人は支払わなければならない旨が定められている。さらに、一定の解散の事由の場合については規定が置かれる。

a号 商事組合の組合員の脱退または死亡のために商事組合が解散する場合は、本保証は終了しない旨が定められている。ただし、債権者は、本保証を終了させることを選択することができる。

b号 第三者が商事組合に組合員として新規加入する場合は、本保証は継続する。

上記のa号、b号に従って、商事組合（主たる債務者）が解散するにもかかわらず本保証が継続する場合には、保証債務の範囲は、解散前の商事組合（主たる債務者）が負担する債務と、新たに設立された商事組合（主たる債務者）が負担する債務をともに含む旨が定められている。

第6項（根保証）

主たる債務が一旦消滅した後も、本保証は継続する旨、また、主たる債務者の名称等の変更には影響を受けずに、本保証は継続する旨が定められている。主たる債務は一旦消滅しても、保証が継続する点は、第1項a号に示されている通り、根保証の趣旨を明らかにしている。また、保証が、保証人から債権者への停止の通知が債権者に受領された後1カ月が経過した時点で、終了する旨は、第1項本文（第2段）にある通り、ここでも繰り返されている。

第7項（主たる債務に関する証拠方法）

主たる債務に関して債権者（銀行）の役員が作成した証明書は、法的手続に

において、保証人を拘束する旨が定められている。保証人が、異なる証拠方法を用いて、主たる債務に関する事項を証明することが封じられている。

第8項（主たる債務についての債権者の裁量）

債権者と主たる債務者との間で、主たる債務について、更新し、変更し、終了させることができるとし、さらに、主たる債務者が債権者に提供している担保を緩和し、更新し、解放することができ、また、債権者は、それらの担保の実行を控えることができる旨が定められている。担保の緩和や解放は、債権者の担保保存義務との関連で問題となり得るが、そのような義務を負わない（または免除する）旨が明らかにされている。同時に、債権者は、主たる債務者に期限の猶予を与えることができ、主たる債務者との間で示談をすることができる。そして、保証人が主たる債務者であったならばその責任を免除しないような事柄によっては、保証人は保証債務を免除されない旨が定められている。主たる債務およびその担保の帰趨について、債権者に一定の裁量が認められ、一定の場合にはその効力が、保証人の責任に影響を及ぼさない旨が定められている。ここにも、附従性の緩和が認められる。

第9項（主たる債務者の他の勘定と主たる債務への充当）

債権者（銀行）が、主たる債務者のために、勘定を開き、継続することができ、その勘定への支払を、主たる債務に充当しないことが許される旨が定められている。

第10項（保証によって受領した金銭の充当。倒産手続における配当の受領）

本保証によって債権者が受領した金銭を、債権者は、その相当額について、主たる債務者が負う債務を免除するために、勘定に保持することができる。

債権者は、主たる債務者の倒産手続において、本保証が行われていなかったときと同様に、配当を請求し、債務免除を受諾することができる。

第11項（無効な支払等を前提として行われた権利放棄等の効力。支払等を前提として行われた権利放棄等の後の債権者による担保の継続）

a号 保険や担保が設定され、または、支払が行われたものの、それらが支払不能に関する法規によって無効とされた場合の法律関係が定められている。すなわち、保険や担保が設定され、または、支払が行われたため、それを信頼して権利放棄や和解、免除、和議が行われたとしても、それらの事情は、保証人が債権者に対して負う責任に影響を与えない。また、保険や担保が設定され、または、支払が行われたことを信頼して行われた権利放棄や和解、免除、和議は、保険・担保・支払が無効となれば、権利放棄・和解・免除・和議も無効となり、債権者は、保証の効果として債権者が保証人に対して有する権利を行使することができるという条件で、行われたとみなされる。

b号 支払等が行われ、それを前提として権利放棄等が行われた場合にも、主たる債務者について倒産手続が開始され、支払不能法によって支払等が無効となる可能性に備えて、債権者は、支払不能法によって支払等が無効となり得る法律上の期間を1カ月延長した期間、担保の保管を継続することができる。

第12項（一部弁済の場合の保証人の地位）

主たる債務全額の支払が完了するまでは、保証人は、次のことをしない旨が定められている。

a号 保証人が主たる債務者に対して有している債権（たとえば、求償権が考えられる）と、反対に保証人が主たる債務者に対して負っている債務との相殺をしないと定められている。債権者の債権回収のために、債務者の財産（保証人に対する債権）を減少させない趣旨が窺われる。

b号 保証人は、主たる債務者に対して請求や権利行使をしない。または、主たる債務者に対して、債権者と競合して、保証人は請求をしない。

c号 保証人は、主たる債務者に対して相殺する権利、反訴する権利、または、主たる債務者の財産に配当要求する権利を有しない。

d号 主たる債務を担保するために債権者が有する担保や保証を請求する権利を有しない。これは、弁済による代位による権利取得を、一部弁済の段階では、生じさせない趣旨である。

e号 共同保証人に対する求償権を行使しない。

第13項（債権者による相殺・有価証券の保管。主たる債務・保証債務の履行期の到来）

a号 債権者が主たる債務者に支払を請求した後、または、保証人からの保証の停止の通知を受領した後、債権者は、次の権限が与えられる旨が定められている。

(i) 債権者は、保証人が有する債権を受働債権として、相殺をすることができる。保証人が有する債権（受働債権）が、保証人の責任（自働債権）を単位

表示する通貨と異なる通貨建てである場合には、相殺を実行する日の午前11時またはその頃のスポット・レート（現物レート）により、受働債権を自働債権に交換する旨が定められている。

(ii) 債権者は、保証人が負う責任を担保するために、保証人の債券や株式の保管を維持することができる。

b号 保証人について清算手続が開始された場合、主たる債務と、保証債務はともに、履行期が到来する。期限の利益の喪失に関する条項である。保証人についての事由が、主たる債務の期限の利益喪失事由となっている。また、清算手続が開始された場合と同じく、保証人についての遺産管理人の任命の申立てによっても、履行期が到来する旨が定められている。

第14項（保証人が有する担保の扱い）

主たる債務者から保証人に提供される担保は、保証人の責任の担保として、債権者のための信託の目的となり、債権者の要求にもとづいて、保証人は、その担保を債権者に寄託し、または、譲渡する旨が定められている。主たる債務者から保証人に提供される担保は、求償権を担保する趣旨のものと考えられ、その経済的利益が、信託の形式を用いて、債権者に帰属する旨の規定である。

第15項（本保証と他の担保・保証との関係）

本保証とは他の担保・保証がある場合、本保証は、他の担保・保証を害することがなく、他の担保・保証の存在も本保証を害さない。たとえば、分別の利益のように、他の保証の存在により、本保証の範囲が縮減することがない趣旨である。

また、本保証による支払の請求の前に、他の保証による支払を請求することや、他の担保を実行することは必要がない。たとえば、検索の抗弁権のような法律関係を否定する趣旨である。

第16項（保証債務の支払における全額支払）

本保証の支払においては、保証人は相殺をせず、反訴を提起しない。また、税金の支払などのなんらかの事情によって、保証人が一定の額を控除して、債権者に支払うことが強制された場合には、保証人が、控除された額を追加して、債権者に支払うべき旨が定められている。

第17項（各条項の効力）

本保証契約の一部の条項が無効になった場合、そのことは、他の条項の効力に影響を及ぼさない。すなわち、一部の条項が無効が、保証契約全体の無効を生じさせない旨が定められている。

第18項（債権者からの保証人への通知の到達擬制）

本契約書によって届け出られている保証人の住所に、一定の手段を用いて、債権者から通知が行われた場合には、その通知の手段に応じて、到達が擬制されることが定められている。テレックスまたは電報の場合は、翌営業日の午前10時に到達したものとみなされ、前払い式一等郵便では、投函した日から5日の満了によって到達したものとみなされる。

第19項 (保証 (warranty)・表示 (representation) による責任の免責)

債権者が保証人に対して本保証契約を勧誘する際にした保証 (warranty) や表示 (representation) を、保証人はあてにしていない旨が明らかにされている。保証人が債権者に対して、債権者の保証 (warranty) や表示 (representation) を理由に責任を追及することを封ずる趣旨と考えられる。また、主たる債務者の資力に関しては、保証人が自己の責任で調査し、評価を行い、債権者が主たる債務者の資力に関して保証人に情報を提供する義務を負わない旨が定められている。

第20項 (使用語句の定義)

a 号 「銀行」(債権者) には、その承継人を含む。

b 号 単数は複数を含み、複数は単数を含み (i)、本保証は、独立の条項を意味し、(ii)、銀行の権限は完全かつ無制約の裁量のもとに行使用することができ (iii)、制定法の規定の参照は、改正の場合、改正された規定の参照を意味し (iv)、通貨の承継があった場合の旧通貨の参照は、新通貨の参照を意味する (v)。

第21項 (準拠法、管轄)

本保証契約は、イングランド法を準拠法とし、その訴訟は、イングランド高等法院の管轄に属する。ただし、債権者が適当と考えるその他の管轄を排除しない旨も定められている。

以上

(資料)

保証契約書 (仮訳)

ロイズ公開有限会社 (「銀行」) 宛て

1. 私たち () は、その登録された事務所 (Registered Office) は () に所在し、(【顧客の住所】) の (【顧客の氏名】) (以下「顧客」という) または他の者に対して、「銀行」が融資 (advance) を実行しまたは継続しおよび / または銀行融通 (banking accommodation) または便宜 (facility) を許与しまたは継続しまたは期限 (time) を与えまたはなんらかの担保 (security) を解放しまたは融資、融通または便宜に関してなんらかの当事者をなんらかの義務 (obligation) から解放することを約因 (consideration) として、以下の請求 (demand) に対して支払 (payment) を保証する :

(a) すべての金銭 (money) および責任 (liability) で、確定または不確定を問わず、現在または将来の任意の時点で、「顧客」からまたはによって銀行に対してどこかでなんらかの現在のまたは他の勘定 (account) でまたはなんらかのどのような方法でも単独でまたは他のなんらかの者、商事組合 (firm) または会社 (corporation) と連帯してかを問わずおよびどのような様式 (style)、名前 (name) または方式 (form) であってもおよび主たる債務者 (principal) としてまたは保証人 (surety) としてかを問わず、履行されるべき、支払われるべきまたは負担されるもので、以下のものを含む :

(i) 「顧客」の死亡 (death)、破産 (bankruptcy)、管理 (administration) または清算 (liquidation) の場合は、もし「銀行」がその旨の現実の通知 (notice)

を受領した時点において、上記の死亡がありまたは上記の破産、管理または清算が開始されていたならば、上記の死亡、破産、管理または清算にかかわらず、任意の時点で「顧客」によって「銀行」に対して支払われるべきであったすべての金額、および

(ii) 本保証のなんらかの方法による停止 (discotinuance) の場合は、「顧客」の勘定によってまたはのために「銀行」またはその代理人に対して署名された小切手 (cheque)、手形 (draft) または他の指図 (order) または金銭受領証 (receipt for money)、引き受けられた為替手形 (bill)、振り出された約束手形 (promissorynote) および発行された流通可能な証書 (instrument) または証券 (security) のすべてで、上記の停止が効力を有するに至った日付より後に、「銀行」またはその代理人に呈示され、または、それらによって支払われたものであっても、上記の停止が「銀行」に知られるに至った日付においてまたはそれより前に、または、私たちによって与えられた停止のなんらかの通知の期間満了の日においてまたはそれより前に、日付が記入されたと主張されるもの、および、上記の日付における「顧客」の「銀行」に対するすべての責任 (liability) で、確定か不確定かを問わずおよび即時に支払われるべきかまたは将来に一定の時点または複数の時点に支払われるべきかを問わないもの、およびさらに、「銀行」による「顧客」のためのその時点で成立したすべての債権 (credit)、および

(b) 上記の金銭および責任のすべてについての支払の日までの利息、および

(c) 「顧客」によるか他の者によるかを問わない上記の金銭および責任の支払を実施しまたは実施する努力をする際に、および、上記の責任のために「銀行」に保管されまたは提供されたなんらかの担保の準備および実施に関して、

「銀行」が負担した手数料(commission)および他の銀行負担(banking charge)および法定のまたは他の費用(cost)、負担(charge)および出捐(expenditure)(全部かつ無制限の損害賠償基準における)で、上記の各金額についてのそれらが負担されまたは履行されなければならないに至った日から支払の日までの利息を伴うもの、

本契約書第1項(a)号のものにおける私たちから取戻すことができる合計額(total amount)が、(【限度額】)と同一の金額によって制限されるという条件の下で、

および、私たちの責任が(【支店住所】)にあるその支店において(または「銀行」がいつでも私たちに書面でこの目的のために通知することができる上記の他の住所において)、「銀行」に対して私たちにより書面によって与えられる停止についての1カ月の通知によって終了し、しかし、上記の停止の通知を与えることは、「銀行」による通知の受領の日の1カ月後取戻すことができる額についての私たちの責任に影響を与えないこととし、さらに、それは、「銀行」が通知の受領のときまたはそれより前に、「顧客」または他の者に対して利用可能とすることに約束したなんらかの融資、融通または便宜の額についての私たちの責任にも影響を与えないこととするという条件の下で。

2. 第1項のもとにおける私たちの責任のほかに、私たちは請求により「銀行」に対して以下のものを支払うことをさらに約束する：

(a) 当分の間不払いのおよび「銀行」に対して本保証のもとにおいて履行されるべきまたは支払われるべき額またはそのなんらかの部分についての、私たちに対する支払の請求の日または停止の日のどちらか最初に生じた方から支払

までの利息で、上記の利息は、「顧客」によって支払われるべき、または、本契約書第3項に記載されているなんらかの事実 (matter) または事件 (event) がなかったら「顧客」によって支払われるべきであつたらう利率 (判決の前後共) により、各年の「銀行」がいつでも固定する日に複利計算されるもの、および

(b) 私たちに対する支払の請求の日または前述の停止の日の前または後かを問わず、本保証のもとにおいてまたはそうでなければ本保証に関して履行されるべきなんらかの金銭の支払いを実施しまたは実施する努力をする際に、または、「顧客」の「銀行」に対するなんらかの責任または責任と主張されたもの (alleged liability) または「顧客」によって受領されたなんらかの金銭または利益 (benefit) または「顧客」によって「銀行」に与えられたなんらかの特恵に関連して「銀行」を相手として「顧客」によって提起されたなんらかの請求 (claim) を阻止しまたは阻止する努力をする際に、「銀行」によって負担された法定のおよび他の費用、負担および出捐 (全部かつ無制限の損害賠償基準における) で、上記の各金額についてのそれらが負担されまたは履行されなければならないに至った日から支払の日までの前述の利率の利息を伴うもの、および

(c) なんらかの税 (tax)、賦課 (levy)、輸入税 (impost)、関税 (duty)、負担、手数料 (fee) または前述の金銭、責任、利息、費用、負担または出捐に関するなんらかの種類源泉課税 (withholding) の支払を証明するなんらかの証書を「銀行」に用意する契約上のなんらかの義務に従うことの「顧客」による失敗の結果生じた、「銀行」によって負担されたなんらかの損失 (loss) (全部かつ無制限の損害賠償基準における)。

3. 万一下記のなんらかの金銭または責任または後述の他の金額が、「銀行」に

よって「顧客」からどのようなものであれなんらかの理由のために（前述のところの一般性を害することなく、「顧客」のなんらかの法律上の無能力（disability）または能力の欠如（incapacity）、「顧客」のために行為すると主張されるなんらかの者の権限の欠如（want of authority）、なんらかの破産または支払不能の法（bankruptcy or insolvency law）の規定（provision）、なんらかの関連性のある（relevant）出訴期限法（Limitation Act）のもとでの期間の経過（passage of time）、または、なんらかの支払猶予または「顧客」が設立され、所在し、または、営業を行っているなんらかの地域におけるなんらかの政府のまたは他の当局のなんらかの制定法（statute）、判決（decree）または要求（requirement）、または、上記の金銭または責任または他の金銭が単位表示されている通貨による支払を取得することまたはその効果を生じさせること、または、上記の金銭または責任または他の金銭が支払われるべきと表示されている場所における支払の効果を生じさせることについての「顧客」の無資格を含む）取戻すことができず、または当分の間取戻すことができないならば、そのとき上記のなんらかの理由（reason）または状況（circumstance）が、その責任が負担される前に「銀行」に知らされていたかどうかを問わず、上記の金銭および責任および本契約書第2項に言及されたさらなる金額を含む他の金額は、それにもかかわらず、私たちが同等の総計額（equivalent aggregate amount）に関しては主たる債務者（principal debtor）であるかのように私たちから取戻すことができるものとし、請求により即時に私たちによって支払われるものとする。

4. もし上述の金銭および責任および他の金額のすべてのまたはなんらかの部分がスターリング以外の通貨（上記の他の通貨を以下では「外国通貨（foreign

currency)」とよぶ) 建てであり、および、「銀行」が「銀行」と「顧客」との間のなんらかの契約におけるなんらかの規定に従って上記の通貨をスターリングに交換する裁量 (discretion) を実行しないならば、そのときは (上記の裁量の実行を害することなく)

(a) 本契約書にもとづく私たちの責任はその満額 (full amount) を外国通貨建てで支払われるべきものとし、および

(b) もし、私たちが、請求に対して前述の履行されるべき額を支払うことを怠ったならば、その範囲で、「銀行」は、その完全な裁量をもっておよび私たちに通知をしまたはせずおよび他のなんらかの救済 (remedy) を妨げることなく、その他の通貨を用いて即時にまたはそれ以後の任意の時点で不払の外国通貨の額 (またはそのなんらかの部分) を購入する権利を有することとし、および、もし上記の購入が「銀行」によってなされたならばその限りにおいて、本号のもとにおいて「銀行」に賠償しおよび利息を支払う私たちの責任が、それ以後、履行されなければならない外国通貨の上述の額にのみ関して、本項 a 号のもとにおけるおよび本保証契約書第 1 項および第 2 項のもとにおける私たちの責任にその範囲で置き換えられるものとし、および、もし上記の購入が前述のように「銀行」によってなされたならば、「銀行」が私たちにそのように購入した外国通貨の額、上記の購入の日または複数の日、購入に使用した通貨 (または複数の通貨) および支払った代価 (複数の代価) を知らせるものとする趣旨で、私たちは、そのために「銀行」によってどのような通貨が支払われたとしても、その代価を「銀行」に賠償する (indemnify) こと、および、通貨の上記の額を借り入れる (fund) ための費用 («銀行」によって証明されたもの) を 2 パーセント上回る率で、私たちによる支払まで、上記の通貨の額についての

利息を「銀行」に支払うことを約束し、および

(c) 前記のところを妨げることなく、私たちは、なんらかの通貨プレミアムの支払により生ずる損失を含む通貨交換 (currency exchange) による損失、または、判決 (judgment) または債務、請求または破産、管理または清算における配当の支払 (payment of dividends) の証明 (proof) が、なんらかの特定の通貨建てであることを要求するなんらかの法規則 (rule of law) によるなんらかの損失 (loss) で、本保証のもとにおいて外国通貨で履行されなければならないいまたは支払われなければならない全額が「銀行」に支払われる前に被ったものを、「銀行」に賠償することを引受け (undertake)、および、私たちはまた上記のなんらかの損失に関して本契約書第 4 項(b)号に従って利息を支払うことを約束する。

5. 本契約書によってその者の勘定 (account) が保証された商事組合 (firm) の解散 (dissolution) の場合においては、本保証は、「銀行」が上記の解散の現実の通知を受領するまで、商事組合の名で履行されるべき、支払われるべきまたは負担されるすべての金銭または責任または他の金額に適用される。もし解散が単に下記の理由によるならば、

(a) 商事組合の組合員 (partner) または複数の組合員の脱退 (retirement) または死亡 (death) のときは、「銀行」の選択における場合を除き、本保証はそれにより終了せず、

(b) さらなる組合員または複数の組合員の商事組合への加入 (introduction) のときは、本保証は継続する。

上の(a)号または(b)号のもとにおいて本保証が商事組合の解散において継続するところでは、本保証は、旧商事組合によって履行されるべき、支払われるべき

きまたは負担されるすべての金銭または責任または他の金額に加えて、まるであらかじめ設立されていた商事組合においてなんらかの変更がなかったかのよう、これによって設立された新商事組合（または複数の商事組合）からまたはによって履行されるべき、支払われるべきまたは負担されるすべての金銭、責任または他の金額に適用されるものとする。

6. 本保証は、「顧客」の「銀行」に対する責任がいつでもゼロに減少することがあるにもかかわらず、および、「顧客」の名前、様式、組織形態(constitution)または他の点におけるなんらかの変更にもかかわらず、継続的担保(continuing security)であるものとし、および、この前に規定されたように私たちからのこれを停止する書面による通知の「銀行」による受領から1カ月後まで私たちが拘束し続けるものとする。

7. 「顧客」からまたはによって「銀行」に対して当分の間履行されるべき、支払われるべきまたは負担される金銭および責任および他の金額に関する「銀行」の役員による証明書は、なんらかの法的手続 (legal proceeding) において私たちが拘束し (binding) および私たちにとって終局 (conclusive) のものとする。

8. 「銀行」は、私たちのなんらかの同意なしにおよび本契約書のもとにおける私たちの責任に影響を及ぼすことなく、「顧客」または他のなんらかの者に対して与えられたまたは与えられるべきなんらかの融資、融通または便宜を、許与し (grant) 更新し (renew) 変更し (vary) 増加させ (increase) または終了させること、および、「顧客」または上記のなんらかの者とその適用に関して約束すること、これにより保証されるなんらかの責任に関して「顧客」または他のなんらかの者からまたはに対して現在または今後保有されるなんらかの担

保 (security) または保証または権利 (right) を保有し (hold) 更新し緩和し (modify) または解放し (release)、または、取得し (take) 対抗し (perfect) または実施することを控える (abstain) こと、および、「顧客」または他のなんらかの者に期限または支払猶予 (indulgence) を許与し、それらの者と示談する (compound) ことができ、および、もし私たちが保証人 (guarantor) のかわりに「銀行」に対して主たる債務者であったとしたならば私たちの責任を免除せず (discharge) または影響を与えなかったであろうなんらかのことによって、本保証は免除されることはないものとし、または、私たちの責任は影響を受けないものとする。

9. 「銀行」は、すべての時点で、本契約のもとにおける支払のためのなんらかの請求の前または後、または、本保証がどのようなものであれなんらかの原因のために継続担保として私たちが拘束することを中断する前または後かを問わず、「顧客」との間でなんらかの新しい勘定を開き (open) および継続し (continue) またはなんらかの存在する勘定を継続することができ、および、「顧客」によってまたはのために上記のなんらかの新しいまたは存在する勘定について支払われたいかなる金銭も、本保証のもとにおけるなんらかの負債 (indebtedness) または責任に充当されず、それらを減少させまたはそれらに影響を与える効果を有しないこととする。

10. 「銀行」は、すべての時点で、「銀行」がなんらかの義務なしに、「銀行」に対して「顧客」により履行されるべき、支払われるべきまたは負担されるなんらかの金銭または責任または他の金額の免除 (discharge) にまたはのために、それと同じまたはそのなんらかの一部をあてる限りでおよびその方法で、独立のまたは停止中の勘定の債権 (credit) に本保証のもとにおいてまたは効果とし

て受領したなんらかの金銭を置き (place) または保持する (keep) ことができる。破産、管理、清算、債務免除 (composition) または和議 (arrangement) におけるまたはそれと類似のなんらかの手続の場合における上記のなんらかの支払にかかわらず、「銀行」は、まるで本保証が与えられなかったかと同じ方法で、上記の金銭および責任および他の金額の全部またはなんらかの一部に関して、なんらかの配当または債務免除を請求しおよびそれを受諾することを約束することができる。

11. (a) 支払不能に関するなんらかの法規 (enactment) (1986年支払不能法234、238、239、241、242、243、245、339、340および342条をこれに制限することなく含む) のもとにおいて無効とすることができるいかなる保険 (assurance)、担保または支払、および、上記のなんらかの保険、担保または支払を信託して与えられたまたは行われた本保証のまたは関係のある権利放棄 (release)、和解 (settlement)、免除または和議を含みしかしそれに限らないいかなる権利放棄、和解、免除または和議は、上記の保険、担保、支払、権利放棄、和解、免除または和議が (事案がそうであるように) 許与されず、与えられずまたは行われなかったかのように、本保証の全範囲において私たちから取戻す「銀行」の権利を侵害せず、それに影響を与えないこととする；および、もし、本保証において「銀行」に明示的に授与されたすべてのまたはなんらかの権利、および／または、上記の権利放棄、和解、免除または和議がなかったならば本保証の効果および結果として「銀行」が実行する権限を与えられたであろうすべてのまたはなんらかの他の権利を、「銀行」が、上記のなんらかの無効の後任意の時点で、実行する権限が与えられることになりおよび与えられるとする趣旨でおよびそのために、それを信託して上記のなんらかの権利放棄、和解、免除また

は和議が与えられまたは行われた当該保険、担保または支払が、その後の任意の時点で、支払不能またはその他に関係するなんらかの法令の規定のもとで無効とされたならば、それが完全に無効かつ効力のないものとなりおよびそうであるという明示の条件において、上記のなんらかの権利放棄、和解、免除または和議は、「銀行」と私たちの間として、与えられまたは行われたものとみなされる。

(b) もし、上記の期間内または上記の払戻しより前の任意の時点で、「顧客」に対して破産の申立て (bankruptcy petition) が提出されるか、または、「顧客」の清算 (winding-up) のための命令 (order) のために管轄権のある裁判所に申立てが提出されるか、または、「顧客」が任意の清算 (wound-up voluntarily) を開始するかのいずれかがあれば、「銀行」が決定することができる上記のより一層の期間の間、「銀行」は、自由に、上記の担保またはそのなんらかの部分を持続し続けることができるものとし、その場合は、私たちからまたはによって「銀行」に履行されるべきまたは支払われるべきとなるすべてのまたはなんらかの金額、および、「銀行」が、1986年支払不能法234、238、239、241、242、243、245、339、340および342条にこれに制限することなくもとづいて払戻しを命じられるなんらかの金額の「銀行」への支払のための担保として、上記の担保が、「銀行」によって保管され続けたものとみなされるという条件の下で、(事案がそうであるように) 上記の保険または担保の設定 (または、なんらかの関連性のある外国法の規定に照して同等と判断する上記のより長い期間) の後、または、「顧客」から「銀行」に履行されるべきまたは履行されるべきとなったすべての金額の支払の後、「銀行」によって与えられまたは行われたなんらかの権利放棄、和解、免除または和議にもかかわらず、上記のなんらかの保険、担保ま

たは支払が無効となりなんらかの法律上の期間に1カ月を加えた期間、本契約にもとづく私たちの責任のために、「銀行」は、自由に、なんらかの担保を保管することを維持する (retain) ことができるものとする。

12. 「顧客」によって「銀行」に対して履行されるべき、支払われるべきまたは負担されるすべての金銭および責任および他の金額が全部支払われまたは免除されるまでは、本契約のもとで私たちから取戻すことができる額の全部または部分の支払またはなんらかの主張される権利放棄または本契約の解除 (cancellation) にもかかわらず、私たちは、なんらかの上記の支払の効果として、または、なんらかの他の方法により、または、なんらかの他の根拠 (ground) により、以下のことをしない (下記に規定されているところを除く)：

(a) 「顧客」に対する私たちの側のなんらかの責任に関して、「顧客」に対して、なんらかの相殺 (set-off) を請求し (claim) または反訴する (counter-claim) こと

(b) 「顧客」に対してなんらかの請求 (claim) または権利を行使しまたは実施すること、または、本契約のもとで私たちによるなんらかの支払に関して、または、本契約のもとでまたは他の方法で「銀行」により維持されまたはあてられる担保の実現の売却益を含むなんらかの金銭に関してのいずれかで、「銀行」と競合して請求すること

(c) なんらかの相殺、反訴 (counter-claim)、または「顧客」または「顧客」の財産 (estate) に対する請求 (proof) またはによる配当、債務免除または支払を請求する権限が与えられること、または、それらの利益を有すること

(d) 「顧客」によって「銀行」に対して履行されるべきまたは負担されたなんらかの金銭または責任または他の金額のために「銀行」が保管した現在また

は将来のなんらかの担保または保証を請求する権限が与えられること、または、それらの利益を有すること、または、それらのなかに、なんらかの持分を有すること、または、

(e) なんらかの共同保証人に対し求償 (contribution) のなんらかの権利を請求しまたは実施すること、

もし、本契約のもとで保証人としての私たちの権利に関連のないなんらかの事項に関して、「顧客」の破産、管理または清算における請求の権利を、私たちが有するならば、本契約のもとでなんらかの責任が継続する限り、私たちが、上記の請求の権利を「銀行」のために実行し、および、これに関して受領したなんらかの配当を、上記の責任の範囲で「銀行」のための信託の上に、保管し、および、私たちが、同様の方法で、上記の責任の範囲で「銀行」のための信託の上に、なんらかの求償の権利の効果としてなんらかの共同保証人から私たちが受領したまたは取戻したなんらかの金銭を、保管することとするという条件の下で。

13. (a) 本契約のもとでなんらかの責任が存続する (remain) 限り、そのとき、「銀行」が「顧客」(なんらかの請求が、本契約のもとで、私に行われていたかどうかを問わない) に支払のなんらかの請求を行うか、または、停止 (discontinuance) のなんらかの通知を受領するかのいずれかの後、「銀行」は、以下の権限を与えられる：

(i) 私たちの責任 (liability) を、なんらかの現在または他の勘定 (account) において、および、通知を条件とするかどうかを問わず、および、スターリングでまたは外国通貨で単位表示されているかを問わず、私たちの債権 (credit) と一致するなんらかの金銭に対して相殺すること。すべての勘定 (スターリン

グでまたは外国通貨で単位表示されているかを問わない) の場合、「銀行」は、すべてのまたはなんらかの上記の勘定(全体でまたは部分)で私たちの本契約のもとにおける責任の通貨または複数の通貨に替える(convert)ことができ、および、交換の率は、「銀行」がその相殺の権利を実行する日の午前11時のまたはその頃の支配的な当該通貨のスポット・レートとする。

(ii) 本契約のもとにおける私たちの責任の免除の担保のために、私たちのなんらかの債券(stock)、株式(share)、または、市場のある証券(marketable securities)または流通証券(negotiable instrument)を、金庫に(safe)、保護預かりで(custody)、または、他の方法で保管することを維持すること。

(b) 任意か強制かを問わず、私たちが清算に移行する場合、または、財産保全管理人(receiver)が、私たちが約束した財産権(property)または資産(assets)の全部またはなんらかの部分について任命され、または、私たちの遺産管理人の任命の申立てが提出された場合、「顧客」の「銀行」に対する債務および責任および私たちの「銀行」に対する責任は、申立ての提出、または、上記の清算(winding-up)のための決定が下されること、または、上記の財産保全管理人の任命の直前に、請求またはさらなる請求なしに、その時点で履行されるべきとなり、支払われるべきとなる。

14. 現在または将来、私たちによってまたはのために、「顧客」から、本契約のもとにおける私たちの責任に関して、保管されるなんらかの担保は、「銀行」のための信託のうえに、本契約のもとにおける私たちの責任のための担保として、保管されるものとし、私たちは、「銀行」による要求(request)にもとづき直ちに、上記の担保を「銀行」に寄託し、または、それを「銀行」に譲渡するものとする。

15. 本保証は、現在または将来、「銀行」によって、私たちからまたは他の方法で、保管される「顧客」のための他のなんらかの保証または担保に追加されるもので、および、それらを書さず、それらに害されることもなく、および、支払または他の方法による免除において、この文書 (document) は、「銀行」の所有を維持するものとする。「銀行」にとって、本契約のもとにおける支払の請求の前に、「顧客」のまたは他のなんらかの者のかを問わず、他のなんらかの保証または担保に訴え (resort) または実施し (enforce) ようと努める (seek) 必要はない。

16. もし私たちが法によって下記のなんらかの額を控除または源泉徴収することを強制されるならば、私たちが、下記の控除または源泉徴収なしに受領されたであろう全額の「銀行」への支払となるような追加額を、同時に「銀行」に支払うという条件のもとで、本契約のもとにおいて行われるすべての支払は、相殺または反訴なく行われ、および、自由に、および、なんらかの管轄における政府当局またはなんらかの政治部門またはそのまたはそのなかの税当局によって課された税、賦課、輸入税、関税、負担、手数料、または、現在または将来のなんらかの種類の源泉課税の障碍なく、および、それらの控除なしに行われる。

17. 本保証の各規定は、分離することができ、互に別個であり、および、もし、任意の時点で、上記の規定のなんらかの一つまたはそれ以上が無効、違法、または、実行不可能 (unenforcable) となるならば、この残余の規定の有効性、合法性、および、実行可能性は、いかなる方法でも、これによって、影響を受けず、または、害されない。

18. 本契約のもとにおける「銀行」によるなんらかの通知または請求は、もし、

テレックス、電報、または、前払い一等郵便で、本契約に述べられている住所または「銀行」に最後に知られた住所に送られたならば、十分に与えられたものとみなされ、および、テレックスまたは電報の場合は、私たちに、翌営業日の午前10時に（または、もし翌日が営業日でないならば、翌営業日の午前10時に）、送達されたとみなされ、および、郵便の場合は、それを投函した時点から5日の満了において、住所において送達されたとみなされ、前述のものは、法的手続の送達において、良好な送達を構成するとみなされるものとする。

19. 私たちは、これにより、私たちが本「保証」に申込みよう勧誘した「銀行」によりまたはのために行われたなんらかの保証 (warranty) または表示 (representation) を、私たちはあてにしていないこと、および、私たちは、「銀行」をあてにすることなしに、私たち自身の独自の「顧客」の財政状態および事情の調査、および、「顧客」の信用状態についての評価を行い、および、行い続けることを認め、および、私たちは、さらに、「銀行」は、現在または将来において、「顧客」の財政状態および他の事情に関するなんらかの情報を私たちに提供するなんらかの義務および責任を負わないことを認める。

20. 本保証においては：

(a) 「銀行」という表現は、文脈が許すところでは、その権原における承継人、および／または、譲受人を含む。

(b) 文脈が他の方法を要求しない限り：

(i) 単数は複数を含み、および、その反対、および

(ii) 「本保証」という表現は、ここに含まれているすべての分離され、および、独立の規定 (stipulation) を意味し、それに広がり、および、

(iii) なんらかの自由、または、実行することができる権限 (power)、または、

本契約のもとにおいて「銀行」によりすることができるなんらかの決定 (determination) は、そのための理由を与えるなんらかの義務のもとにない「銀行」の完全なおよび無制約の裁量のもとで実行され、および、行われることができ、および、

(iv) 制定法の規定の参照は、当分の間有効なそのなんらかの変更 (modification) または改正 (re-enactment) の参照および、適用ある法のもとにおける類似の規定 (provision) または準則 (rule) を意味し、および、それを含むとみなされ、および、

(v) なんらかの通貨またはなんらかの通貨の額（「旧通貨」）の参照は、旧通貨を承継する当該国の額の通貨として導入されたなんらかの新通貨において、それと同等のものを意味するとみなされる。

21: 本保証は、イングランド法に規律され、それと調和して解釈されるものとし、その当事者はイングランド高等法院 (High Court of England) の管轄に、しかし、銀行が適合すると考える他のなんらかの管轄において、銀行の救済を求める「銀行」の権利を害することなく、服するものとする。

(以下、署名欄)

以 上